

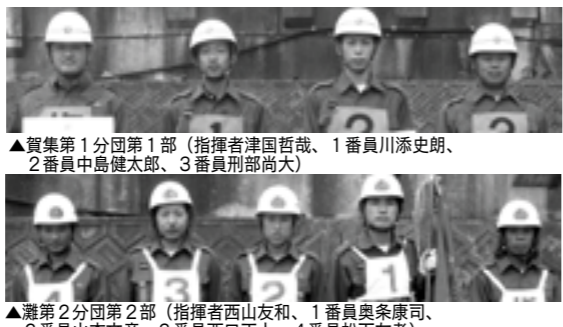
可燃ごみを焼却場へ持込むときは…

生活環境課 ☎ 43-5024
 やまなみ苑 (洲本市南あわじ市衛生事務組合) ☎ 45-0534
 南あわじ市清掃センター ☎ 42-1356

区分	緑地区から持込み	西淡・三原・南淡地区から持込み
場所	やまなみ苑 (広田広田)	南あわじ市清掃センター (八木寺内)
業務時間	月～金曜日 (8:30～16:30)、土曜日 (8:30～11:45)。祝祭日・日曜日は休み。	月～金曜日 (8:30～16:30)、祝祭日 (8:30～正午)、土・日曜日は休み。
注意事項	①市指定のゴミ袋を使用して持込みをされても手数料が必要で ②家具などの粗大ゴミは、金属・ガラスなどの不燃物を取り外してから持込んでください ③必ず時間内での持込みをお願いします ④持込みに際して道路上にゴミが飛び散らないよう荷台にシート掛けなどの処置をしてください ⑤農業用資材や家屋解体物、産業廃棄物は受入れ出来ません	

◆**淡路地区消防操法大会**
 (7月23日、城戸アグリ公園)
 【小型動力ポンプの部】①賀集第1分団第1部(自動車ポンプの部) ①灘第2分団第2部
 ※両分団は8月6日の兵庫県広域防災センター(三木市)で行われる県大会に出場します

◆**兵庫県ビーチバレー高等学校選手権大会**(6月25日、慶野松原ビーチバレーコート)
 【男子の部】①三原(喜田梓・南



▲賀集第1分団第1部(指揮者津国哲哉、1番員川添史朗、2番員中島健太郎、3番員刑部尚大)
 ▲灘第2分団第2部(指揮者西山友和、1番員奥条康司、2番員山本文彦、3番員西口正人、4番員松下友孝)

◆**南あわじ市消防操法大会**
 (7月2日、三原川河川公園)
 【小型動力ポンプの部】①賀集第1分団第1部②沼島第1分団(自動車ポンプの部) ①灘第2分団第2部②賀集第5分団第2部

各種大会結果 (敬称略)

◆**南あわじ市小学生相撲大会**(7月1日、三原中学校)
 【団体戦】▽男子①八木A②八木B③福良B、北阿方A▽新相撲①八木A②神代A③神代B、阿方5(個人戦)▽男子6年生①福岡翔輝(八木)②山本哲也(松帆)③三善竜也(北阿方、長尾嘉也(福良))▽同5年生①島津英生(賀集)②波戸貴希(松帆)③坂本克幸(北阿方、林広大灘)▽同4年生以下①徳井聖真(賀集)②川脇和也(福良)③井上敬太(同)、奈良伊久弥(八木)【新相撲】▽6年生①監原由梨佳(福良)②松本捺美(阿方)③山口愛梨(同)、北川花帆(同)▽同5年生①豊田愛莉(榎列)②岡本萌乃香(神代)③岡本愛菜(同)堀田岬(八木)▽同4年生以下①菊井沙季(八木)②榎本彩花(神代)③村上莉緒(福良)、溝端真

◆**西淡ソフトバレー大会**
 (7月8日、西淡社会教育センター)
 【一般男女混合の部】①西淡ブルーマリオン②タブレット③P☆RITZ(レディースの部)①Peach②チョコ③奏ブルー

◆**西淡グラウンドゴルフ大会**
 (7月13日、西淡グラウンド)
 ①平本譲平(淡西)②浜利之(津井)③佐藤静子(脇田)

◆**緑地区対抗バレーボール大会**
 (7月2日、サンライズ淡路体育館他)
 【男子の部】①山添②不藤③徳原・中山、庄田【女子の部】①市場②神道③川向、徳原・中山

◆**南あわじ市卓球大会**
 (7月2日、三原健康広場体育館)
 【団体戦】▽1部①東浦クラブA②阿波TTC A③フレンズ、東浦クラブB▽2部①三原高校A②柳高校B③アグリ淡路B▽3部①西淡TKO②阿方クラブA③MTクラブ(個人戦)①頭谷友一(東浦クラブA)②森孝一(同)③桐原一浩(柳学園高校)、岡本崇嗣(東浦クラブA)

◆**ゆずるは杯ソフトテニス大会**
 (7月2日、サイクリングターミナルテニスコート)
 【一般男子・高校生】①大和・吉川(三原クラブ・無名会)②井内・安藤(川崎重工業)③筒井・筒井(安ちゃんクラブ)、萩谷・山本(無名会)【一般女子・高校生】①池田・久保田(友珠会

◆**兵庫県軟式少年野球大会**
 (6月18日、宝塚市立野球場他、関係分のみ)
 ②西田生子(淡路クラブ)③堤・米田(三原クラブ)、新家・波戸(淡路クラブ)

◆**兵庫県軟式少年野球大会**
 (6月18日、宝塚市立野球場他、関係分のみ)
 ③福良少年野球クラブ 最優秀選手賞 酒部敦史(同)

◆**編集室から**
 皆さんは「BBS」をご存知ですか? インターネット上の電子掲示板の意味もありますが、もうひとつ、青年ボランティア団体の「BBS」があります。名前は「Big Brothers and Sisters Movement(「大きなお兄さん・お姉さん運動)」の略称で、その名のとおり兄や姉のような存在として少年たちと接し、一緒に遊んだり、悩み相談にのったりして、非行防止の活動を行う、全国で約四千人が活動する団体です。淡路にもそんな青年のグループが存在します。
 今月は「青少年の非行防止」を特集しました。様々なボランティアの方々や地道に活動し、「社会のために役立てば」という思いで努力されている方がたくさんおられるんだと改めて感じました。(川卓)

医療保険制度は、国民の健康を保持するために設けられた制度ですが年々医療費が増加し、その相互負担に不均衡が生じているため、高齢者の窓口負担等医療制度の一部が改正されることとなりました。
 10月1日からは、70歳以上で一定以上所得者の窓口負担が2割から3割に引き上げられます。該当となる方には、7月末までに改正前と改正後の負担割合を受給者証に表示してお届けしていますので、ご確認ください。
 また、今年度実施の税制改正により、医療の自己負担に影響がある方については、特例措置(経過措置)が設けられることになり、負担限度額が変更されます。
 このほか、高齢者および一般の方ともに自己負担限度額の一部引き上げ、出産育児一時金および療養病床での食費負担額などが改正されます。
 図 保険課 ☎ 44・3003

70歳以上の医療費負担割合と自己負担額

平成18年10月1日から

受給者証の更新は、8月1日。9月30日まで2か月間の負担は()書。ただし老人保健受給者は、負担割合が変更となる方のみ更新となります。

老人保健・国保前期(70歳~74歳) 高齢者	所得金額 ※①	収入金額 ※①		負担割合	負担限度額(円)	
		単身	複数		外来	外来+入院 ※④
一定以上所得者(経過措置対象外) ※②	213万円以上	484万円以上	621万円以上	3割 (18年9月30日までは2割)	44,400	80,100 ※④
一定以上所得者(年金控除等経過措置対象者H 18.8から2年間) ※②	145万円以上 213万円未満	383万円以上 484万円未満	520万円以上 621万円未満	3割 (18年9月30日までは2割) ※負担限度額は「一般」を適用	12,000	44,400
一般	145万円未満	383万円未満	520万円未満	1割	12,000	44,400
低所得Ⅱ(住民税経過措置対象者と同じ世帯の住民税非課税者を含む) ※③		-	-	1割	8,000	24,600
低所得Ⅰ ※③				1割	8,000	15,000

※① 負担割合の判定は、所得金額、収入金額の順。収入金額に該当する場合は、負担割合及び負担限度額が変更されます(要申請)。
 ※② 一定以上所得者の所得判定は、70歳以上(65歳以上の障害認定該当者含む)の方全員。ただし、国保前期高齢者の一定以上所得者は国保加入者の70歳以上(65歳以上の障害認定該当者含む)全員で判定。
 ※③ 低所得Ⅰ・Ⅱの判定は、世帯員全員で判定。ただし、国保前期高齢者の低所得Ⅰ・Ⅱは国保加入者全員で判定。
 ※④ 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算(ただし、12か月間で4回目以降は、44,400円)。
 ※ 70歳未満で高額療養費対象の医療費があった場合は、国保前期高齢者分と合算して払い戻し対象。

70歳未満の高額療養費対象、自己負担限度額

平成18年10月1日から(世帯:月額)

	3回目まで	4回目以降 ※2
上位所得者 ※1	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

注) 高額療養費は、1か月の自己負担額が上記の金額を超えた額が対象となり、該当した場合は2か月後に市からお知らせします。なお、自己負担額は合計できませんが、1医療機関(診療科ごと)の支払いが21,000円未満の場合は、対象外となります。
 ※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯(平成18年10月1日以降分の対象額は未定)。
 ※2 過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

その他の改正

平成18年10月1日から

- ◆出産育児一時金 1児につき350,000円
- ◆人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額 20,000円
- ◆療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担 食費42,000円、居住費10,000円(低所得者の負担)
 - ・住民税非課税世帯 総額30,000円
 - ・収入金額80万円以下 総額22,000円
 - ・高齢福祉年金受給者 総額10,000円

国民健康保険・老人保健
 医療制度が改正されます
 平成18年10月1日から